

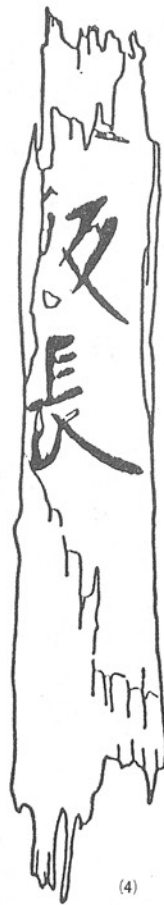
(1)は上部・下部・右側が欠損しており、左側縁辺部は著しく磨滅している。右側面および裏面は割れ膚が明瞭であるが、使用後割られたものか、割られたものを再利用したものかは不明である。(2)は上部欠損、現存部も下三分の一ほどあたりで横に折れている。下部は意図的に両側面から削り取られて細くなっているため、使用目的と方法を考えるうえで参考になろう。二行目第一字は「大」あるいは「方」であろうか。また「経師万呂」部分を抹消し、「万呂」を繰

り返して書いている。(3)と(5)は削屑である。(4)は上部・下部・左側が欠損している。(5)の二文字目は示偏か衣偏の文字であろう。

9 関係文献

秋田県教育委員会弘田柵跡調査事務所『弘田柵跡―第五五〇五九次発掘調査概要―』（『弘田柵跡調査事務所年報一九八四』（一九八五年）

（船木義勝）



(4)



(3)



(2)